8　第五項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局の第五項第五号の規定の適用については、無線通信規則第五条に規定する周波数の分配の区分（当該無線局に指定される周波数を含む。）を公表する。

（免許状記載事項等を公表しない無線局）

第十一条の二　法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条に規定する特定秘密として指定するものに係るもの

二　人工衛星、宇宙物体又はロケットの位置及び姿勢を制御するための無線通信を行うことを目的とするもの

三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十七条の八に規定する原子力事業者等が、事業の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

四　別表第二号の二に定める無線局であつて免許等の有効期間が六箇月以内であるもの

五　前各号に掲げる無線局と同様の無線通信の態様を行い、かつ、同様の目的を有する無線局であつて、特に総務大臣が認めるもの

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［新設］

（免許状記載事項等を公表しない無線局）

第十一条の二　法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるもの（第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）とする。

一　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

二　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条に規定する自衛隊の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

三　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第四条に規定する検察官の職務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

四　外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第三条に規定する外務省の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

五　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二条第一項に規定する海上保安庁の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

六　国及び地方公共団体相互間において消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第一条に規定する任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

七　国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定に基づく水防事務又は道路事務の用に供するもの

八　国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法その他の法令に基づき防災上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

九　国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、別表第二号の二で定めるもの

十　地方公共団体が開設する無線局であつて、都道府県知事又は消防組織法第九条（同法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの

十一　一般社団法人又は一般財団法人が開設する無線局であつて、警察官署又は消防官署に対し犯罪又は火災の発生等人命及び財産の応急を通報し、その救援を受けるための無線通信を行うことを目的とするもの

十二　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第三十五条に規定する特定貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第三十六条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出をした者、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者又は同法第二十条に規定する第二種貨物利用運送事業の許可を受けた者が開設する無線局であつて、現金、有価証券その他これに類するものを運送する業務の用に供するもの